

2024年3月吉日

調布市 健康福祉部
障害福祉課 御中

調布市聴覚障害者協会
会長 井村 茂樹

調布市における「手話言語条例」および「意思疎通支援条例」の制定に
関する取組みについて

平素は聴覚障害者の福祉向上のために格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、「調布市手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例検討委員会」検討委員会では、格別のご高配を賜りまして、深く感謝申し上げます。

標記の件、次回の3月5日の委員会に向けて、各団体へご意見等お伺いがありました
が、当会として、手話言語条例、意思疎通支援条例について別紙の通り、提案いたした
く存じます。

是非ご高配を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

(本件に関するお問い合わせ先)

・調布市聴覚障害者協会 井村茂樹

E-mail :

FAX :

※耳が聞こえませんので、ご連絡等の際はお手数をおかけいたしますが、
E-mail、もしくはFAXでお願いいたします。

【手話言語条例】

第7条以降の各記載内容については、市からのご提案には概ね賛同いたします。
その上で、以下について、提案いたします。

■手話通訳に関する事項について

手話言語条例の第7条以降にも明確に記載してください。

(例)

(手話通訳者の派遣のための人材の確保及び養成等)

第〇条

市は、手話を必要とする者が、手話通訳者の派遣により手話を使用した支援を受けることができるよう、手話通訳者及びその指導者（以下「手話通訳者等」という）の確保並びに養成並びに手話通訳者等の技術及び専門性の向上に努めるものとする。

2 市は、手話通訳者等を増加させるための施策を推進するものとする。

(参考：世田谷区手話言語条例)

(手話通訳者の普及啓発等)

第〇条

市は、手話通訳者等としての活動に対する理解の増進に資するよう、事業者に対する普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(参考：茨城県手話言語条例)

→ <修正のポイント>で、手話言語条例では、「言語としての手話」に関する内容を位置づけ、「手話通訳」及び「意思疎通」に関する内容は、「障害者の意思疎通に関する条例」において位置づけるものとして整理している、とのことですが、当会では、手話通訳は、ろう者の意思疎通を円滑に図るだけでなく、ろう者の言語である「手話」を通訳するという言語通訳としての位置づけも必要と考えております。

今まで、手話通訳に関する考え方は、ろう者の意思疎通支援者という位置づけで福祉に関する範囲のみに留まっていましたが、「手話」をろう者の文化的所産である言語として位置づけ、更に普及展開していくことを考えていく時、言語としての通訳、という新たな考え方も必要と認識しております。

手話に関してそのような考え方を浸透していくことも、ろう者の社会的な自立を促進させ、共生社会につながっていくのに大きな一助になると確信しております。

また、手話通訳者に関して事業者にも普及啓発していくことも必要な施策ととらえております。

以上の観点から、手話通訳者的人材確保、養成、及び普及啓発に関して、第8条に触れている「手話の普及啓発」に関する条文とは別に、手話通訳に関する条文を新たに規定して頂きますよう、提起いたします。

■手話を学ぶ機会の確保に関する事項について

手話言語条例の第9条第1項、および第3項について、以下のように修正することを提起いたします。

(手話を学ぶ機会の確保)

第9条

市は、手話を必要とする者とその家族に対し、手話を習得することができる機会を確保するよう努めるものとする。

→ 市は、手話を必要とする者とその家族に対し、手話の習得機会の確保、学習環境の整備、手話に関する教育相談及びその他必要な支援を行なうよう努めるものとする。

→ ここでは、手話を必要とする者とその家族とは、例えば、ろう児（乳児・幼児、児童等）も含まれると認識しておりますが、手話を習得するだけでなく、ろう児にとって学びやすい環境を整備し、また教育相談や支援も実施できるようにすることが今後必要な施策と考えております。その観点から、以上のように修正することを提起いたします。

【意思疎通支援条例】

第7条以降の各記載内容については、市からのご提案には概ね賛同いたしますが、以下について、提案いたします。

■意思疎通支援者の養成及び確保について

以下のように、修正、追記してください。

(意思疎通支援者の養成及び確保等について)

第10条 市は、障害特性に応じた多様な意思疎通支援手段を行う者の養成、専門性の向上及び確保に努めるものとする。

→ 追記

2 市は、意思疎通支援者の負担を軽減し健康の維持を図るため、関係機関と協力し、必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、意思疎通支援者の活動に対する理解の増進に資するよう、事業者に対する普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

意思疎通支援者とは、意思疎通が困難な障害者を支援する方を指すと認識していますが、意思疎通支援者の負担が大きく、健康を損ねる問題も生じてきています。

障害者が安心して日常生活を送ることができるようするためにも、意思疎通支援者の健康確保、および活動に対する理解が今後、必要と認識しております。

以上の観点から、第10条を掘り下げる形で、意思疎通支援者に関する事項を追記して頂きますよう、提起いたします。